

令和5年7月 校長会資料

1	教職員等給食費の改定について……………	1
2	ICT 教育の推進 情報担当の指導主事 学校訪問より(1 学期)……………	2
3	1学期の生活事故について……………	3
4	夏季休業中における「学習指導及び生徒指導」について……………	4
5	授業日数及び授業時数の報告について……………	7
6	特別支援教育に係る保育所(園)・幼稚園・認定子ども園と小学校の連携について……………	10
7	令和5年度 教育講演会(鈴教研全員学習会)の開催について……………	12
8	令和5年度「本を読もう！読書活動推進事業」について……………	14
9	1学期の不登校支援をふり返るために……………	16
10	令和5年度「不登校生徒・保護者向け進路ガイダンス」開催要項……………	18
11	第1回鈴鹿市日本語教育支援プロジェクト会議について……………	19
12	令和5年度「外国人生徒・保護者向け進路ガイダンス」開催要項……………	24
13	「日本語教育サイト」の活用について……………	25
14	令和5年度の就学判定について……………	26
15	特別支援教育研修会について……………	28
16	教職員の交通事故・違反防止について……………	30
17	教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について……………	32
18	鈴鹿市立学校の通学区域の弾力化について……………	37
19	就学時健康診断の実施について……………	38
20	集団かぜの発生時の対応について……………	40

教職員等給食費の改定について

物価高騰により学校給食の食材調達への影響が深刻な状況となっていることから、令和5年度の学校給食について、学校給食食材費の物価上昇分を国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して賄い、給食の充実を図る事業を実施します。

本事業では、財源である交付金活用の目的が「子育て支援」とされていることから、児童生徒の保護者の給食費は据え置きますが、教職員等の給食費については、下記のとおり改定しますのでお知らせします。

なお、この改定については、7月教育委員会定例会において関連要綱の一部改正を承認いただいた上での決定となりますので、一部予定の内容を含みますが、教職員等への円滑な周知のため、事前にお知らせするものです。

記

1 改定額

- ・ 幼稚園・小学校の教職員等 月額 4,477 円 (1食あたり額 263.35 円)
- ・ 中学校の教職員等 月額 5,048 円 (1食あたり額 315.45 円)

2 改定期間

令和5年9月1日から令和6年2月29日まで(6か月)

3 改定額の精算について(予定)

6か月分の改定前額との差額について、第10期(3月)の納付の際に一括して精算させていただきます。

・ 幼稚園・小学校の教職員等の場合

9期までの納付額 4,200 円

10期の納付額 5,862 円 (277 円/月×6か月=1,662 円増)

・ 中学校の教職員等の場合

9期までの納付額 4,750 円

10期の納付額 6,538 円 (298 円/月×6か月=1,788 円増)

4 今後の予定

7月11日 教育委員会定例会において関連要綱の一部改正議案を審議

7月中旬 教職員等への掲示板を通じた教職員等給食費改定の周知

教職員等給食費改定に係る事務処理上の案内を通知

9月1日 教職員等給食費の改定

【事務担当】

教育総務課 給食グループ 岡 (382-1214・内 6113)

給食経理グループ 小島 (382-1214・内 6118)

ICT 教育の推進 情報担当の指導主事 学校訪問より (1 学期)

(中間報告 6月20日現在 小中学校40校の内30校訪問)

【1 学期学校訪問の目的】

ICT 教育推進 (頻度から質へ) に向け, 学校の現状を把握し, 課題を整理すること

【成果】

○教師の意識の変化

- ・「端末活用の頻度から質へ」「端末活用による協働的な学びへの意識」

○授業での効果的な端末活用

- ・授業の導入時, フォームの解答結果を共有して前時の復習

○ICT 活用の校内研修を行う学校の増加

○ICT 支援員の積極的な活用

- ・ICT 支援員を含めた ICT 研修会を月 1 回開催
- ・独自の ICT 支援員活用計画を作成
- ・端末活用が苦手な教職員に特化した個別対応

○端末持ち帰りによる家庭学習の推進

- ・全ての小中学校 (4 年生以上) で端末持ち帰りの日常化
- ・音読の録音 (場面緘黙児への積極的な活用)

○学校業務のデジタル化

- ・欠席連絡, 健康観察, 体罰・セクシャルハラスメントアンケートや
ノーメディアチェック表など

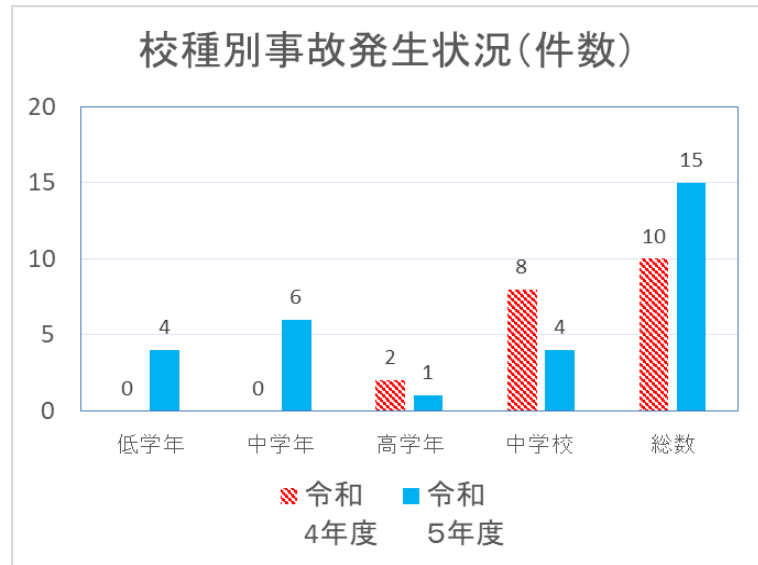
【課題】

- ▲端末活用の二極化が進んでいる。(学校間, 教職員間, 年代間等)
- ▲児童生徒が 1 人 1 台端末を使った授業がまだまだ少ない。
- ▲協働的な学びにおける端末活用が進んでいない。
- ▲端末持ち帰りにおける家庭学習の内容が単調になっている。
- ▲情報モラル教育が系統的・計画的に進んでいない。

全ての学校へ訪問後, 課題に対する手立てをプロジェクト会議で整理し,
8 月の校長会で 2 学期からの取組方針を提案する予定です。

令和5年度 1学期の生活事故について

1 校種別事故発生状況(件数)4月～6月



2 時間別・校種別事故発生状況(件数)

		登下校		休み時間		授業		給食		部活動		その他		合計	
		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
小学校	低	0	0	0	2	0	1	0	0	/	/	0	1	0	4
	中	0	0	0	2	0	2	0	1	/	/	0	1	0	6
	高	0	0	1	0	1	1	0	0	/	/	0	0	2	1
中学校		0	1	0	0	1	2	0	0	6	1	1	0	8	4
合計		0	1	1	4	2	6	0	1	6	1	1	2	10	15

3 怪我等内訳

	骨折(ひび)	裂傷	打撲	脱臼	捻挫	熱中症疑い	アレルギー疑い	その他	合計
令和4年度	5	0	1	0	1	0	0	3	10
令和5年度	5	2	2	0	0	3	0	3	15

(内 令和5年度の救急車による緊急搬送 12件)

4 考察

- (1) 休み時間や授業中の事故の影響があり、全体の事故件数は、令和4年度比で1.5倍増となりました。
- (2) 全体的に増加傾向にありますが、中学校での部活動における事故が減少しました。今後も、安全指導の充実を図り、未然防止に努めることが重要です。
- (3) 怪我の内訳を見ると、骨折が複数件発生しました。休み時間の事故が多発していることから、休み時間の安全な過ごし方について周知徹底を図る必要があります。
- (4) 5月下旬から熱中症疑いが増加しています。小中学校とも、授業中に体調不良を訴えるケースが複数ありました。今後も気温上昇が見込まれ、頻発化する恐れがあることから、日常的に暑さ指数(WBGT)や熱中症警戒アラートを注視し、その指数に基づき、活動の可否について適切に判断する必要があります。

鈴教指第909号
令和5年7月 日

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

夏季休業中における「学習指導及び生徒指導」について

このことについて、下記のとおり送付します。

については、貴校教職員に周知いただくとともに、記載内容を参考に、夏季休業を迎えるに当たり、児童生徒への指導をお願いします。

記

送付文書

- ・ 夏季休業中における学習指導及び生徒指導について（小・中学校用）

【事務担当】

鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課指導G 小川 裕

TEL : 059-382-9028

E-Mail : kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

夏季休業中における学習指導及び生徒指導について

鈴鹿市教育委員会

夏季休業中は、生活面や学習面で児童生徒が有意義な体験を積むことのできる絶好の機会です。しかし、夏季休業に入ると、学校の規則正しい生活から家庭での自由な生活が中心となるため、学習時間が確保されないことや不規則・不摂生な生活に陥りやすくなることなどが懸念されます。

また、非行や事故、児童生徒をねらった声かけやいたずら等の事件の発生も憂慮されます。

こうしたことから、事故等を未然に防止し、楽しく有意義な夏季休業となるよう、各校では、以下の事項に留意しながら、夏季休業中の学習指導及び生徒指導の充実に努めるよう、周知徹底をお願いします。

1 自律的な生活の指導

- (1) 児童生徒一人ひとりに生活目標を立てさせたり、日課表を作成させたりして、それに基づいて、粘り強く継続的に実践するよう指導すること。
- (2) 夏季休業中の生活のきまりや約束については、学級会、児童会、生徒会などでの話し合いによって意識を高め、それを自発的に守るよう指導すること。
- (3) 「早寝、早起き、朝ごはん」を実践したり、ラジオ体操を行ったりする等、規則正しい生活習慣を維持するよう指導すること。

2 自主的な学習の指導

- (1) 学習は、自分に合った学習計画に基づいて進めるよう指導すること。
- (2) 長期の休みでなければできない課題を自分で見つけ、その解決に向けて積極的、継続的に取り組むよう指導すること。
(自由課題については、絵画や工作などの制作、植物・昆虫などの採集、気象調べ、飼育や栽培とその観察、郷土調査、国際的理解を深める研究、日記や感想文の作成、芸術活動、新聞・雑誌等のスクラップなど広い範囲から選ばせること。)
- (3) 不得意な教科や学習内容を克服するための具体的な学習の手立てを指導すること。
- (4) 読書活動を奨励するとともに、学校図書館や市立図書館の利用、図書の選択についても指導すること。

3 家族の一員(社会の一員)としての生活態度の指導

- (1) 家族の一員として、家事の手伝いや分担など、家庭の仕事に積極的に協力し、家族との連帯感を深めるよう指導すること。
- (2) 家庭的・社会的な行事について日ごろ得難い体験をするよう指導すること。
- (3) 近隣住民との付き合い、来訪者への応対など社会的礼儀について指導すること。

4 健康増進の指導

- (1) 保健衛生上望ましい生活習慣(正しい生活規律、ラジオ体操への参加、夜ふかしの防止、適切な水分補給、手洗いの励行など)について指導すること。
- (2) 食中毒の予防について指導すること。
- (3) 熱中症に対する予防と初期の対応等について指導すること。
- (4) 毒蛇、毒虫などによるかぶれ、けがなどの予防と簡単な応急処置について指導すること。
- (5) 健康診断等で治療が必要とされた疾病や長期の治療を要する疾病をもつ児童生徒に対して、家庭との連携を図りつつ、適切な治療に努めるよう指導すること。
- (6) 部活動等に積極的に参加し、心身を鍛え、健康の維持・増進に努めるよう指導すること。

- (7) 視力低下を引き起こさないように、長時間にわたるテレビ視聴やゲーム遊技を抑制する等、不規則な生活にならないよう指導すること。

5 水の事故、交通事故、遊びでの事故等防止についての指導

- (1) 危険な場所での遊びの禁止や水泳・水遊びについて、十分指導するとともに、家庭にも危険な場所を知らせ、パトロール等により事故の未然防止に努めること。
- (2) 水泳等における事故を防止するために、すでに送付済みの「水泳等の事故防止について」等を参照して、指導を強化すること。
- (3) 交差点、三叉路等での一旦停止の徹底、スケートボード等を使用した路上での遊び禁止等について、特に指導を強化するとともに、ヘルメットの着用の徹底、自転車の二人乗りや無灯火運転及び、運転中のスマートフォン使用や保持(ながら運転)の厳禁、自転車の正しい乗り方について指導し、交通事故の未然防止に努めること。
- (4) 線路や道路上に石を置く、踏切の非常ボタンを押す等のいたづらをしたり、走行中の列車や車に物を投げたりする等、危険な行為を絶対しないように指導すること。
- (5) 空き家や資材置き場等で遊んだり、公園等での火遊びや危険な玩具類(エアガン等)を使って遊んだりすることは絶対しないように指導すること。
- (6) 不審者からの被害を防ぐため、外出する際は人数や行き先等を家族に伝えることや、深夜徘徊等はないことを指導すること。(午後10時以降の外出は条例違反)
- (7) 児童生徒がスマートフォン等でインターネットを利用する時間が増えることが予想されるため、ネットでのいじめやネット依存等につながったり、コミュニティサイト等(ゲームサイトやSNS等)に係る犯罪に巻き込まれたりすることのないようインターネットの正しい使い方等について指導すること。
- (8) PTAや地域の人々の理解や協力を得て、安全な遊び場所の指定や遊び方について具体的に指導すること。
- (9) 風水害・火災・地震等の自然災害時における安全指導及び緊急時の対応について、十分指導すること。

6 その他

- (1) 気になる児童生徒、学校への行き渋りや不登校傾向にある児童生徒には、随時家庭訪問や電話連絡等を行い、生活実態を把握するとともに、保護者との連携を密にすること。
- (2) 地区補導員、鈴鹿警察署、鈴鹿市教育委員会等と連携し、情報を共有したり、街頭補導を強化したりして、地域ぐるみで非行防止に取り組むようにすること。
- (3) 事故(水難事故、交通事故、問題行動等)が発生した時は、速やかに警察や関係機関に連絡するとともに、その実情を学校へ連絡するよう保護者に周知すること。
また、学校から鈴鹿市教育委員会へも報告すること。
緊急の場合の家庭から学校に連絡する方法や学校から各家庭に連絡する方法について確認すること。
- (4) 万が一、不審者による被害にあった場合は、速やかに警察や学校に連絡をするよう保護者に周知すること。
また、学校から鈴鹿市教育委員会にも報告すること。

鈴教指第847号

令和5年7月 日

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

令和5年度授業日数及び授業時数の報告について

このことについて、授業時数報告書に記入していただき、各学年1学級分のデータを下記のとおり御提出ください。

記

- 1 提出書類
 - ・小学校・・・令和5年度授業時数報告書(小学校)
 - ・中学校・・・令和5年度授業時数報告書(中学校)
- 2 提出期日 令和5年7月28日(金)
- 3 提出先 鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課部署メール
- 4 その他
 - ・教務主任等は授業時数を正確に把握するとともに、授業時数管理の徹底を図ってください。
 - ・2学期以降の報告については、1学期のファイルにデータを追記の上、御提出をお願いします。
 - ・「土曜授業」を行った場合は、その時数分も計上してください。
- 5 送付文書
 - ・1-6 授業時数報告(小)
 - ・1-7 授業時数報告(中)
 - ※「授業時数報告」様式
 - ・令和5年4月4日付鈴教指第10号「各種届・承認願等の様式送付について」にて送付済みです。
 - ・C4th内の書庫にも掲載しています。
 - ※格納場所
 - ・書庫>教育委員会事務局>令和5年度各種届・承認願等の様式

【事務担当】

鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課 指導グループ 福村 圭悟

TEL 059-382-9028 FAX 059-383-7878 E-mail kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

5 令和5年度 授業時数報告書(〇〇小学校)

		国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画 工作	体育	家庭	道徳	学級 活動	総合的 な学習	外国語活 動/外国 語	総授業 時数	児童会 活動	ク ラブ 活 動	学校 行事	その 他	授業 日数
1年		306		136		102	68	68	102		34	34			850					
	1学期														0					
	2学期														0					
	3学期														0					
	年間	0		0		0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0
		0.0%		0.0%		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		0.0%	0.0%			0.0%					
2年		315		175		105	70	70	105		35	35			910					
	1学期														0					
	2学期														0					
	3学期														0					
	年間	0		0		0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0
		0.0%		0.0%		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		0.0%	0.0%			0.0%					
3年		245	70	175	90		60	60	105		35	35	70	35	980					
	1学期														0					
	2学期														0					
	3学期														0					
	年間	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		0.0%	0.0%	0.0%		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%					
4年		245	90	175	105		60	60	105		35	35	70	35	1015					
	1学期														0					
	2学期														0					
	3学期														0					
	年間	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		0.0%	0.0%	0.0%		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%					
5年		175	100	175	105		50	50	90	60	35	35	70	70	1015					
	1学期														0					
	2学期														0					
	3学期														0					
	年間	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%					
6年		175	105	175	105		50	50	90	55	35	35	70	70	1015					
	1学期														0					
	2学期														0					
	3学期														0					
	年間	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%					

5 令和5年度授業時数報告書(〇〇中学校)

		国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術家庭	外国語	道徳	学級活動	総合的な学習	総授業時数	生徒会活動	学校行事	その他	授業日数
1年		140	105	140	105	45	45	105	70	140	35	35	50	1015				
	1学期													0				
	2学期													0				
	3学期													0				
	年間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%				
2年		140	105	105	140	35	35	105	70	140	35	35	70	1015				
	1学期													0				
	2学期													0				
	3学期													0				
	年間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%				
3年		105	140	140	140	35	35	105	35	140	35	35	70	1015				
	1学期													0				
	2学期													0				
	3学期													0				
	年間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%				

鈴教指 第 846 号
令和 5 年 7 月 日

(宛先) 各小学校長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

特別支援教育に係る保育所（園）・幼稚園・認定こども園と小学校の連携について

このことについて、4月校長会で通知しました「特別支援学級及び通級指導教室における指導について」に基づき、特別支援教育の推進に努めていただいているところですが、進学する幼児に対しても、下記のとおり、途切れのない支援に係る取組を進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 対象

- (1) 「すずっこファイル」を所持している幼児
- (2) 小学校において支援が必要だと考えられる幼児

2 進学先と進学元の連携方法

- (1) 小学校担当者は、各所（園）担当者と対象児の特性や支援方法等について引継ぎを行います。
- (2) 小学校担当者は、対象児を各所（園）で観察します。
※担当者が引継ぎ及び観察を行うことが望ましいですが、各校の実情に応じて分担しても構いません。

3 実施手順

- (1) **8月末日まで**に、自校に進学する予定の幼児が在籍する所（園）（私立を含む。）に連絡し、引継ぎ対象児の有無の確認、観察及び引継ぎ実施日の調整を行います。
※引継ぎ対象児がない場合は、(2)以降を行う必要はありませんが、関係者間で特別支援教育に係る協議を行っておくことが望ましいです。
- (2) (1) で決定した日程で対象児の引継ぎ及び観察を行います。
- (3) (2) で得た情報を取りまとめ、確実に令和6年度の担当者に引き継ぎます。
※既に小学校と各所（園）が連絡をとり、対象児がないことを双方で確認した所（園）については、連絡する必要はありません。
※保育所（園）では、幼児を保護者に引き渡す16:00頃が、多忙な時間帯となることから、13:30～15:00頃に連絡をお願いします。

【事務担当】鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課 指導 G 井村 朋美

TEL 059-382-9028 FAX 059-383-7878 Email: kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

鈴教指第846—1号
令和5年7月 日

(宛先) 各保育所(園)長
各幼稚園長
各認定こども園長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

特別支援教育に係る保育所(園)・幼稚園・認定こども園と小学校の連携について(依頼)

平素は、鈴鹿市の教育活動に御理解・御協力いただき、ありがとうございます。

鈴鹿市教育委員会事務局では、支援を要する幼児に係る引継ぎについて、保育所(園)・幼稚園・認定こども園と小学校との連携を強化し、学校間格差が生じないように、努めているところです。

また、就学前施設を卒園する幼児が円滑な小学校生活を送ることができるよう、個に応じた支援方策の検討や丁寧な情報共有を図っています。

については、御多用のことと存じますが、下記のとおり小学校担当者から連絡をさせていただきますので、貴所(園)におかれましても、連携に係る取組に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 依頼内容

進学予定先の小学校から進学元の所(園)に対し、引継ぎ対象児の有無を確認させていただきます。引継ぎを行う場合は、日程調整等の御協力をお願いします。

また、小学校から幼児の観察について依頼がある際は、御承諾いただきますよう、併せてお願いします。

※8月末日までに、小学校から各所(園)へ連絡させていただきます。

※既に小学校と各所(園)が連絡をとり、対象児がないことを双方で確認した所(園)につきましては、連絡しない場合がありますので、お知りおきください。

2 引継ぎ対象児

- (1) 「すずっこファイル」を所持している幼児
- (2) 小学校において支援が必要だと考えられる幼児

【事務担当】鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課 指導 G 井村 朋美

TEL 059-382-9028 FAX 059-383-7878 Email : kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

鈴教指第997号
令和5年6月 日

(宛先) 各幼小中学校(園)長

鈴鹿市教育長
鈴鹿市教育研究会長

令和5年度 教育講演会(鈴教研全員学習会)の開催について(通知)

このことについて、下記のとおり送付します。

については、貴校・園教職員に周知いただくとともに、多数の御参加をいただきますよう御配慮願います。

また、PTA・学習支援ボランティア・学校運営協議会委員等の方々にも御案内いただき、参加希望者のとりまとめをお願いします。

記

- 1 提出文書
令和5年度「教育講演会(鈴教研全員学習会)」参加申込者名簿
(教職員用)(保護者、地域の方等用)
- 2 提出期限
令和5年7月21日(金)
- 3 提出先
鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課までメールにて提出してください。
- 4 送付文書
令和5年度教育講演会(鈴教研全員学習会)要項
- 5 その他
 - ・当日の駐車の方法や場所等の詳細については、後日改めてお知らせします。
 - ・研修にふさわしい服装での参加をお願いします。

【事務担当】

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課研究 G
坂倉 伊織

TEL 382-9056

kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

令和5年度 教育講演会（鈴教研全員学習会）について

- 1 目的 学校教育の今日的課題に係る教育講演を通して、鈴鹿市内の幼・小・中学校の保育・授業実践等諸教育活動の活性化や教職員の資質向上及び学校、家庭、地域の連携協力による教育活動の充実に資する。
- 2 主催等 主催 鈴鹿市教育委員会，鈴鹿市教育研究会
- 3 対象者
 - ・ 市内幼稚園及び小中学校教職員
 - ・ 教育委員
 - ・ 保護者，学習支援ボランティア，学校運営協議会委員等の市内幼稚園及び小中学校関係者
 - ・ 一般市民（鈴鹿市内）
 - ・ 三重県教育委員会
- 4 日時 8月18日（金） 13：00～受付
13：30開始 16：00終了
- 5 会場 イスのサンケイホール鈴鹿（鈴鹿市民会館）
- 6 内容 講演：非認知能力を育てるために学校・地域・家庭でできること
講師：汐見 稔幸
一般社団法人家族・保育デザイン研究所 代表理事
東京大学名誉教授
白梅学園大学名誉学長
全国保育士養成協議会会長
日本保育学会理事（前会長）

専門は教育学，教育人間学，保育学，育児学。自身も3人の子どもの育児を経験。保育者による本音の交流雑誌『エデュカーレ』編集長でもある。持続可能性をキーワードとする保育者のための学びの場「ぐうたら村」村長。NHK E-テレ「すくすく子育て」など出演中。

「汐見先生と考えるこども理解を深める保育のアセスメント（中央法規出版2023年）」「子どもの『じんけん』まるわかり（ぎょうせい2021年）」等多数著書出版中。

7 申込方法・申込期限

- (1) 各幼稚園，小中学校にて，別紙申込書により参加申込をとりまとめたいただき，教育指導課までメールにて送付してください。
- (2) 申込期限は，7月21日(金)とします。

- 8 その他 当日の駐車場は，幼稚園及び小中学校教職員は，指定の駐車場，神戸小学校及び労働福祉会館，鈴鹿市社会福祉協議会にお願いします。保護者，学習支援ボランティア等，幼稚園や小中学校の支援者，及び一般市民の方は，イスのサンケイホール鈴鹿及び鈴鹿市役所駐車場を御利用ください。

【問い合わせ先 鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課研究G TEL059-382-9056】

令和5年度「本を読もう！読書活動推進事業」について

1 読書活動に関する鈴鹿市の現状【鈴鹿市実施計画から】

- ① 令和4年度全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙 「読書は好きですか」
鈴鹿市 小学校 71.0%（全国比▲2.1）中学校 66.0%（全国比▲2.2）
- ② 令和4年度鈴鹿市独自の全国学力・学習状況調査に係る分析シートより
全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙 読書時間 10分以上の割合
鈴鹿市 小学校 53.1%（全国比▲6.5）中学校 36.0%（全国比▲12.6）
- ③ 令和4年度年間の1人当たり学校図書館貸出冊数（学校図書館システムより）
小学校 40.1冊 中学校 3.7冊
- ④ 不読率
小学校 33.2% 中学校 51.2%

令和4年度は、①～④の分析結果を基に、学校ごとに数値目標を設定し、読書活動の推進に係る取組を進めてきた。

なお、各校における具体的な取組状況は、学校図書館活用に係る学年別の年間指導計画や学校図書館巡回指導員（以下「巡回指導員」という。）の業務日誌等から把握した。

読書活動に係る数値については、わずかながら成果は出ているものの、小中学校ともに全国との差があり、年々差が大きくなっている傾向にある。

このことを踏まえ、本市では、巡回指導員の活用を推進するとともに、ボランティアによる読み聞かせや環境整備等への協力を依頼し、学校図書館担当を中心としながら、学校全体で組織的に読書活動に係る取組を進めてきた。しかし、小中学校種間、学校間及び地域間に格差があることが課題となっている。

こうしたことから、本市小中学校の読書活動の充実に資するよう、令和5年度「本を読もう！読書活動推進事業」を受託する。

2 趣 旨

読書活動は子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものである。

読書を通じて、歴史や文学、科学、芸術等、さまざまな分野への関心を高め、幅広い視野や知識を統合して考える力を育む拠点として、学校図書館の果たす役割は大きい。

学校図書館を拠点として学校における読書活動を活性化し、文化芸術活動等を推進するとともに、そこで得られた読書活動に関する成果等について県内全域に発信を行う。

【令和5年度「本を読もう！読書活動推進事業」実施要項抜粋】

3 本事業の内容

(1) 読書活動に係る学校図書館活用アドバイザー派遣

経験年数5年以下の教員育成に携わっている学力向上支援員が学校図書館アドバイザーを兼任しているため、学校訪問時に学校図書館担当者、巡回指導員及びボランティアとの連携について助言する。

その際、各学校の実態や取組状況を把握し、各校に応じた学校図書館活用や読書活動の普及や推進につながる取組を教示する。

(2) モデル校の指定

2校をモデル校として指定し、全ての教職員が読書活動の充実に向けた実践ができるよう、学校図書館アドバイザーが、図書館活用に関するモデル授業を複数の学年で行う。

なお、図書館活用に関する授業では、集団読書・味見読書・百科事典の使い方・新聞の活用・ビブリオバトルを行う。こうした内容は、学年別に教科書で取り扱われていることから、実施に当たっては、該当する学年で指導を行い、学年間の系統性を確立していく。

また、授業以外においては、古い図書の廃棄や蔵書の偏りの軽減等、日常的に環境整備を図ったり、子どもたちにとって利便性の高い学校図書館となるよう、選書の助言等を行ったりする。

(3) 家庭・地域との連携による読書活動の取組（親子読書，家読の推奨）

- ・読み聞かせや学校図書館のイベント等，ボランティアの協力による読書活動
- ・各中学校区における，ノーメディアデーを活用した読書週間
- ・夏季休業中の親子図書祭り（仮）と題して，本に関係する作品を制作（制作したものを学校図書館に掲示）

(4) その他，地域の実態や課題に応じた特色ある読書活動の取組

- ・市立図書館・市内高専や大学の司書と連携し，選書の方法や推奨図書等を教示いただき，各校の学校図書館担当者に発信する。
- ・幅広い読書活動や調べ学習の充実を図るため，市立図書館や県立図書館との相互貸借を行う。
- ・学校図書館ボランティアを活用し，学校図書館支援，読み聞かせ等の読書関連イベントを実施し，地域社会と協働した活動を促進する。

1学期の不登校支援をふり返るために

1, 1学期をふり返る“3つの視点”

(1) “新たな不登校”を生まないための学校づくりをどのように推進したか？

→ “特別支援教育の視点”を取り入れた教育活動の充実・活性化についてどのように確認しあったか。

(2) 困り感、つらさ等を抱える子どもを支える取組をどのように推進したか？

→ そのつらさ等を子ども・保護者からていねいに聴き取ったりして、ケース会議につなげ、役割分担や具体的な支援方法を明確にしていくことはできたか。

(3) 不登校支援担当者のリーダーシップをどのように引き出したか？

→ 「不登校支援初期対応マニュアル」等を活用し、担当者がリーダーシップを発揮しやすいよう、バックアップを図り、チーム支援を実現する方向でアドバイスをを行うことはできたか。

2, 不登校の要因, “引き金”になった事例アレコレ(一部)

- 知的な遅れ等はないが、読み書きが困難
 頑張ってもうまくできないことで否定的な感情が蓄積し、意欲が低下している。
 教室で授業を受けること、学習することに意欲をなくしている。
 ➡読み書きの状況を的確に把握し、その子に合う支援が必要。
- 教室のざわつき、大きな声がつらい
 教室で落ち着きのない言動を繰り返す子どもが増えている。教室のざわつきだけでなく、担任の先生の大きな声もつらい。つらい状態が継続し、頭痛や腹痛を感じるようになっている。クラスの友だちとも、気さくに話が出来ない。
 ➡学級の秩序を回復する取組と静寂な学習環境をつくる取組が必要。
- 保護者から否定され、つらさを受け止めてもらえないと感じている
 幼少期から頭ごなしに叱られ、じっくりと話を聞いてもらえた実感がない。「どうせわかってもらえない」というあきらめや寂しさを蓄積させてきた。
 ➡愛着形成に関わる支援を保護者に理解・協力してもらう取組が必要。
- 朝、起きられなくなったが、自分でも理由が分からない
 徐々に朝起きられなくなった。なんとなく不安で心が晴れない。トラブルが起こっているわけではないが、元気が出ない。午後は、午前中より少しよくなる程度。
 ➡SCにつなげ、“漠然とした不安”に対応する糸口を探る取組が必要。

3, 改善すべきことは, 改善する

(1)改善を要する事例アレコレ

- 「見守っていこう」という確認はされた。しかし, 具体的な方策が明らかにされず, 担任まかせの状況がある。
- 「何人かの事例でケース会議をした方がよい」という認識はあるが, ケース会議をする時間が取れず, 1週間に1回程度の家庭訪問となっている。
- WISC 検査等を促し, 受けてもらったが, その検査結果からどのような対応をする必要があるか, SC 等からの助言も得られていない。

(2)効果的なケース会議の開催例(約45分間の内容)

- 10分程度:「その子の状況・様子・困り感等」に関する情報共有
- 5分程度:アセスメント(見立て・仮説):こういう取組が必要かもしれない
- 20分程度:具体的な支援方法(短期的な目標・支援方法等)
- 10分程度:役割分担(誰が, どんなことを, いつ実施するか)

- * ケース会議開始時に「終了の時間」「目的」等を確認してから始める。
- * 『児童生徒理解・支援シート』の「その1」を活用する。
- * ケース会議を開催するにあたっては, 教育委支援課職員にも声をかけていただきたい。

(3)児童生徒理解を深めるミニ研修会を積み重ねる

- 不登校支援や発達特性を抱えた児童生徒等への声かけ・接し方に悩んでいる職員は少なからずいる。学期に1回程度, 短時間の研修会を重ねることが必要。

4, その他

(1)夏期研修講座

- 日時 令和5年8月25日(金)10:00~12:00
- 会場 鈴鹿市ふれあいホール (鈴鹿市南玉垣町 メガドンキ北側)
- 講師 大阪成蹊大学 米田 薫 教授
- 内容 「事例検討を通じてアセスメント力をアップする！」
～ソリューション・フォーカスト・アプローチを参考に～

(2)第2回不登校支援担当者ミーティング

- 日時 令和5年8月7日(月)10:00~12:00
- 会場 鈴鹿医療科学大学 千代崎キャンパス B 講義棟 3515
- 講師 鈴鹿医療科学大学 奥山滋樹 助教
- 内容 事例検討会(小学校の事例)～家族療法の視点から～

令和5年度「不登校生徒・保護者向け進路ガイダンス」開催要項

鈴鹿市教育委員会事務局 教育支援課

- 1 目的 不登校生徒及びその保護者が、高校の先生や元不登校当事者から高校入試の説明や体験等を聞くことを通して、進路への意識を高め、自身の将来を考える機会とする。
- 2 対象 鈴鹿市在住の不登校生徒等(中学3年生)とその保護者, 教育関係者
- 3 日時 令和5年11月18日(土) 10:00~11:30
- 4 場所 鈴鹿市役所 12階(鈴鹿市神戸一丁目18番18号)
1203 会議室・1201 会議室・1202 会議室
- 5 日程 9:30~ 受付
10:00~ <第1部>
○開会あいさつ, 日程説明, 参加高校紹介
○令和6年度県立高等学校入試, 奨学金制度について
三重県教育委員会事務局 高校教育課
○元不登校当事者の高校入試に関する体験談
鈴鹿市内在住の高校生または大学生
11:00~ <第2部>
○高校別進路相談会 ※時間は約20~30分程度です。
11:30 終了予定
- 6 参加校(予定している高校)
・飯野高校(全日制/定時制) ・北星高校 ・石薬師高校
・稲生高校 ・みえ夢学園 ・昂学園(全寮制)
・古川学園 ・大橋学園 ・四日市メリノール学院 ・第一学院高校
・徳風高校 ・青山高校(全寮制) ・鈴鹿高校
・鈴鹿櫛高等学校 ・鈴鹿中央高等学校

鈴鹿市教育委員会事務局 教育支援課
子ども支援グループ 魚見・橋本
〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸1丁目18番18号
電話 059(382)9055 FAX 059(382)9053
部署Email kyoikushien@city.suzuka.lg.jp

第1回鈴鹿市日本語教育支援プロジェクト会議について

1 開催日 令和5年5月29日（月） 教育委員会室

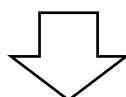
2 構成メンバー

福島 青史（早稲田大学大学院日本語教育研究科 教授）リモート
 牧田小学校長，清和小学校長，千代崎中学校長，
 吉川教諭（神戸小），麻野教諭（創徳中），
 教育長，次長，参事，学校教育課長，教育指導課長，教育支援課長

3 令和5年度 鈴鹿市日本語教育の取組について

令和4年度 第2回プロジェクト会議で確認された成果と課題 [○成果：●課題や改善点]

- 国際教室を初めて担当する学校と経験者の学校を組み合わせることで、経験者が主体的にアドバイスできた。
- 夏季研修講座では、日本語教育にどのように取り組んでいくか研修できる機会となった。
- 市内の学校の実践報告を交流することで、市全体の意識向上につながると感じた。
- 多文化共生教育実践 EXPO の中で、参加した人が、感想や自身の学校の取組について話してもらう小グループでの交流の場を設定するとよい。
- 日本語教育担当者ネットワーク会議での研修の成果を市内全体で還流できる場を設けていきたい。
- 日本語教育担当者が1年で変わってしまうと積みあがっていかない。
- 小学校はどの児童がどのようなレベルかをしっかりと把握して、中学校に引き継ぐことが大切。
- 高校進学も含めて、どのようにフォローしていくか、考えていく必要がある。中学校から高校への連携を広げ、問題の共有を図るとよい。



1 目指す姿

学校、学級で「自分らしさ」を発揮し、主体的に学ぶ外国人児童生徒

2 重点目標

- 1 「読む」「書く」力の育成を通じた日本語教育の推進
- 2 市内一定水準の日本語教育の提供に向けた人材育成
- 3 外国人児童生徒の教育に資する ICT 機器の活用の推進

3 取組概略

令和5年度「日本語教育・多文化共生教育にかかわる連携の充実」

- ・実践リーダー校, 日本語教育経験者の実践に学ぶ研修会の実施
- ・日本語教育指導者への研修の充実
- ・多文化共生教育実践 EXPO における小中高連携の研修会の実施
- ・個に応じた学力保障, 進路保障の取組
- ・各校の実践内容の周知・拡充

4 令和5年度の具体的取組

(1) 実践リーダー校, 日本語教育経験者の実践に学ぶ研修会の実施

- ・研修会を実施することで, 日本語教育経験者と経験が浅い教員が連携をとりながら各校で日本語指導を行っていき, 市内一定水準の日本語教育の提供に向けた人材育成をねらいとする。
- ・学校組織全体で受入れ体制や支援体制を整えている学校を実際に訪問し, 受入れ及び支援体制, 指導方法などを学ぶ研修会を実施する。
- ・本年度, 市内の日本語教育担当者40名のうち, 20名が今年度初めて日本語教育を担当している。(国際教室担当者は17名のうち, 4名が今年度初めて国際教室を担当している。) 初めて担当となる方々は, 授業の組み立て方だけでなく, 時間割の組み方, 外国人児童生徒支援員などとの連携の仕方, 在籍学級の先生方との連携の仕方について悩んでいたりと, 年間の見通しが持てなかったりといった現状がある。

(2) 日本語教育指導者への研修の充実

令和5年度日本語教育担当者ネットワーク会議での取組（年5回）

- ・国際教室が設置されている18校を中心に小グループを形成し、日本語教育について研修を進める。
- ・本年度は、「担当者の指導力・コーディネート力向上」「在籍学級との連携」「小中学校の学びをつなげる実践」という3つのポイントに沿ってグループごとに各校の実践を紹介し合ったり、参考にできることや課題について学び合ったりする。グループについては、各校の児童生徒の現状から課題を焦点化し、その課題にそったグループを編成する。
- ・各グループで話し合ったことや実践について、ネットワーク全体で共有する。

①担当者の指導力・コーディネート力向上

- ・ICTを活用した「主体的・対話的で深い学び」の授業
- ・「読む」「書く」力の育成を意識した授業
- ・各校での国際教室運営会議、JSLバンドスケール判定会議における体制づくり

②在籍学級との連携

- ・在籍学級担任と連携した国際教室における授業実践
- ・国際教室等で学んだことを、在籍学級で活かせるしかけづくり

③小中学校の学びをつなげる実践

- ・ICT機器を活用したキャリア教育の取組

日本語教育研修会（夏季研修講座）

日時：令和5年8月29日（火）午前

内容：令和4年度の日本語教育担当者ネットワーク会議でのグループ代表者4名の実践発表

対象：日本語教育担当（各校1名以上）、希望教員、日本語指導講師など

日本語教育担当が初めてという教員も多くいることから、夏季研修講座で日本語教育についての知識や具体的な取組を習得することのできる研修を実施していく。

(3) 多文化共生教育実践 EXPO における小中高連携の研修会の実施

日時：令和6年2月2日（金） 午後3時～午後5時

会場：市役所1203会議室

対象：日本語教育担当者等教職員（各校1名以上）、外国人教育指導助手、
日本語指導講師、市外教職員など

鈴鹿市内高等学校・県立学校人権教育推進連絡会の教職員

内容：市内小中学校における多文化共生教育の取組の実践発表・交流会

(4) 個に応じた学力保障，進路保障の取組

「進路ガイダンス」の開催

近隣の高等学校と協働して，JSL生徒や保護者に高校生活や進路選択について
情報提供を行う。

日時：令和5年11月18日（土） 午後2時～午後3時50分

場所：鈴鹿市役所12階1203大会議室

【参加予定高校】飯野高校，石薬師高校，稲生高校，神戸高校，白子高校

四日市工業高校，四日市農芸高校，亀山高校

徳風高校，鈴鹿高校

「就学ガイダンス・プレスクール」の開催

公立小学校の学校生活に関する情報提供を行い，安心して学校生活が始まると
なるよう支援を行う。入学幼児向けプレスクールも実施する。

日時：令和5年12月2日（土）午後1時30分～午後2時30分

場所：牧田小学校



就学ガイダンスの様子



プレスクールの様子

就学支援教室コトノハ教室の活用

- ・来日間もない児童生徒等が円滑に学校生活を送ることができるように在籍校の担当者や担任と連携して支援を実施する。
- ・個々の日本語の状況に合わせた教材を作成し、指導を実施する。
- ・夏季休業中などに宿題支援（通室を終了した生徒も含む）を行うことで、在籍校での学びにつなぐサポートを行う。
- ・過年度生や中学3年生に対して高校入試に向けた論文指導や面接指導を行い、個々の課題に合わせた受験対策の支援を行う。
- ・要請に応じて、初期指導の仕方を市内の小中学校へアウトリーチする。



全国学力学習状況調査を活用した学力分析の把握

J S L 児童生徒の学力学習状況調査の分析結果を日本語教育担当者ネットワーク会議にて共有し、指導や授業づくりに活かす。

(5) 各校の実践内容の周知・拡充

- ・ネットワーク会議に参加ができない先生方や、多文化共生教育について知りたい在籍学級の先生方が、各学校における多文化共生教育の取組を知ることで、市内の日本語教育や多文化共生教育の充実を図ることを目的とする。
- ・日本語教育担当者ネットワーク会議で共有をした実践や、各校の国際教室が行っている実践、各校での多文化共生教育の実践を「鈴鹿市教育委員会事務局特設サイト（日本語教育サイト）」にて掲載する。

令和5年度「外国人生徒・保護者向け進路ガイダンス」開催要項

鈴鹿市教育委員会事務局 教育支援課

- 1 目的 外国人生徒及びその保護者が、高校や外国籍の高校生から今年度の入試の説明や体験等の説明を受けることを通じて、進路への意識を高め、自身の将来を考える機会とする。
- 2 対象 鈴鹿市在住の外国人生徒とその保護者
- 3 日時 令和5年11月18日(土) 14:00~15:50
- 4 場所 鈴鹿市役所 12階 1203大会議室等
住所：鈴鹿市神戸1丁目18番18号
- 5 日程 13:30 受付
14:00 開会あいさつ 日程説明, 参加高校紹介等
<第1部>
・令和6年度県立高等学校入試について (20分)
三重県教育委員会事務局 高校教育課
・外国籍の高校生からのメッセージ (20分)
鈴鹿市内高校生
14:40 <第2部>
進路相談会 [高校別ブース]
15:50 終了予定
- 6 参加校 (依頼予定)
- | | | |
|--------------------|----------|-------|
| ・飯野高校 (全日制 定時制) | ・石薬師高校 | ・稲生高校 |
| ・神戸高校 | ・白子高校 | ・亀山高校 |
| ・鈴鹿高校 | ・徳風高校 | |
| ※四日市工業高校 (全日制/定時制) | ※四日市農芸高校 | |
- ※・・・資料提供のみ

※ 現時点では、例年並みの(内容)と(時間)で考えています。

鈴鹿市教育委員会事務局 教育支援課
子ども支援G 山中 勝 中尾 万弥
〒513-8701 鈴鹿市神戸1丁目18番18号
電話 059(382)9055 FAX 059(382)9053
部署 Email kyoikushien@city.suzuka.lg.jp

(宛先)各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局

教育支援課長

「日本語教育サイト」の活用について

全ての教職員が日本語教育や多文化共生教育に関する理解と認識を深めることができるよう、日本語教育や多文化共生教育の実践事例や教職員研修の事例、ワークシート資料や多文化共生教育実践 EXPO 取組事例集等の情報について Chromebook「鈴鹿市教育委員会事務局特設サイト」内に「日本語教育サイト」を新しく開設しました。

小中学校における取組、校内研修の内容等を紹介することで、「他校の実践を知りたいな」「自分の実践の引き出しをさらに増やしたい」という教職員の皆様のご要望に少しでも応えられるようにしていきたいと考えておりますので、貴校の取組についてご提供いただきますよう、よろしくお願いいたします。

今後、各校における日本語教育のより一層の推進に本サイトをご活用ください。

日本語教育サイト 掲載内容（6月7日現在）

●ガイドライン・サイト集

- ・鈴鹿市日本語教育ガイドライン
- ・文部科学省 外国人児童生徒受入れの手引き
- ・文部科学省 かすたねっと（外国につながるのある児童・生徒の学習を支援する情報検索サイト）

●授業実践および多文化共生の取組

- ・R3 多文化共生教育実践 EXPO
- ・R4 多文化共生教育実践 EXPO

●日本語教育ネットワーク会議・校内研修

- ・第1回 日本語教育ネットワーク会議

●教材

- ・漢字教材（ポ・ス・タガ・英）

事務担当

鈴鹿市教育委員会事務局 教育支援課
子ども支援グループ 中尾 万弥

(宛先) 各 小中学校長
各 幼稚園長
各認定こども園長
各保育所(園)長

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

令和5年度の就学判定について(依頼)

このことについて、鈴鹿市就学支援委員会では、障がいのある幼児・児童・生徒が適切な環境で学べるよう就学先の判定を行っております。

つきましては、就学判定を実施するにあたり、下記の内容をご確認いただき、書類提出に御協力くださいますようお願いいたします。

記

1 目的

障がいのある幼児・児童・生徒の適切な就学先を判定するため。

2 対象

- ・特別支援学級入級や特別支援学校入学を希望する幼児・児童・生徒
- ・現在、特別支援学級に在籍する小学6年児童
中学校進学に向けて、特別支援学校または特別支援学級を希望する場合は就学判定を受けます。この場合、できる限り前期に申請してください。

※特別支援学校を希望する場合は、できる限り前期に申請してください。

※申請は基本的に1年間に1回です。前期に申請した場合は、原則、後期就学判定の対象外となります。

3 判定の方法

提出書類や幼児・児童・生徒の観察・聞き取り等をもとに、鈴鹿市就学支援委員会において総合的に判断し就学先の判定を行います。

4 提出書類

- (1) (様式1) 就学判定申請書【在籍機関記入】 在籍機関で1部
- (2) 提出書類(個人) チェック一覧表【在籍機関記入】 全員
- (3) (様式2) 就学判定申請書【保護者記入】 全員
- (4) 発達・知能検査の結果のコピー 全員
- (5) 身体障害者手帳, 精神障害者手帳, 療育手帳, 診断書等のコピー . . . 該当者
※ 手帳, 診断書等のコピーはA4サイズで提出してください
- (6) (様式3) 日常生活の状況【保護者記入】 該当者
※ 特別支援学校を「希望する」, または「迷っている」場合は必要
- (7) 【就学前】チェック表, または【小中】チェック表【在籍機関記入】 . . . 全員
- (8) 「すずっこ(旧すずかっ子支援)ファイル」のコピー 全員
※ コピーは前期: 令和4年度分, 後期: 令和4年度と令和5年度1学期分

5 留意事項

※ 発達・知能検査結果の数値は（様式2）に必ず記入してください。

※ 発達・知能検査の結果について

- ・小学校3年生以上の児童・生徒は、令和3（2021）年4月以降の結果が有効です。
- ・小学校2年生以下の児童・生徒は、令和4（2022）年4月以降の結果が有効です。
- ・有効な検査結果がない場合は、早急に保護者から子ども家庭支援課に検査予約を入れるようにしてください。

（検査予約 059-382-9030 子ども家庭支援課 発達支援グループ）

※ 提出用紙は全てA4サイズにしてください。

6 提出期限

前期：令和5年5月11日（木）

後期：令和5年9月7日（木）

7 提出先

鈴鹿市教育委員会事務局 学校教育課 学事グループ

※ 個人情報のため、手持ちで提出してください。

8 その他

- ・提出書類の様式は、ネットフォルダ→「就学判定」と検索→「就学支援委員会の判定申請に関する書類（令和5年度）」にあります。御活用ください。
- ・提出書類は一人ずつ（2）～（8）の順番にセットし、クリップでとめて提出してください。（ホチキスで綴じないでください）
- ・在籍機関として、申請者がいない場合は、（様式1）就学判定申請書に「該当なし」と記入の上、報告してください。
この場合、学校教育課宛に文書便等で送付していただいても結構です。

就学判定に向けて

●特別支援学級在籍の小学校6年生の児童について

中学校進学に向けて、小学校6年生時に特別支援学校または特別支援学級を希望する場合は就学判定を受けます。前期に未申請の場合は必ず後期に申請をしてください。

= 担当 =

【申請書の記入方法や内容等に関すること】

子ども家庭支援課 竹原，福田，中根

TEL 059-382-9140

【提出に関すること】

学校教育課 木下

TEL 059-382-7618

令和5年度 特別支援教育 基礎研修会 「気になる子どもの支援と その保護者との関わりについて」

幼少期から児童期や思春期の子どもたちの心や身体の発達の特徴を踏まえ、気になる子への理解の方法や支援のあり方について、研修会を実施いたします。

お忙しい時期と存じますが、ぜひこの機会をご活用していただきますよう、ご案内いたします。

- 1 日 時 令和5年8月29日（火）9時30分～11時30分
- 2 場 所 鈴鹿市役所12階1204会議室
(鈴鹿市神戸一丁目18番18号)
- 3 内 容 『気になる子どもの支援とその保護者との関わり方』
- 4 講 師 渡邊 賢二 氏 (皇學館大学教育学部教授)
- 5 対 象 小学校・中学校(管理職, 養護教諭, 教職員等)
- 6 申 込 参加申込書を, 子ども家庭支援課までFAXあるいはメールにて
8月9日(水)までに送付してください。

【鈴鹿市子ども政策部 子ども家庭支援課】

FAX: 059-382-9142

部署メール kodomokateishien@city.suzuka.lg.jp

《 問い合わせ先 》

鈴鹿市子ども政策部 子ども家庭支援課
教育相談グループ 金子, 福田

電 話: 059-382-9140

FAX: 059-382-9142

Mail: kodomokateishien@city.suzuka.lg.jp

FAX 番号：059—382-9142

子ども家庭支援課 行き

F A X 送 信 票

学校名	小学校・中学校
(連絡先)	(TEL) —

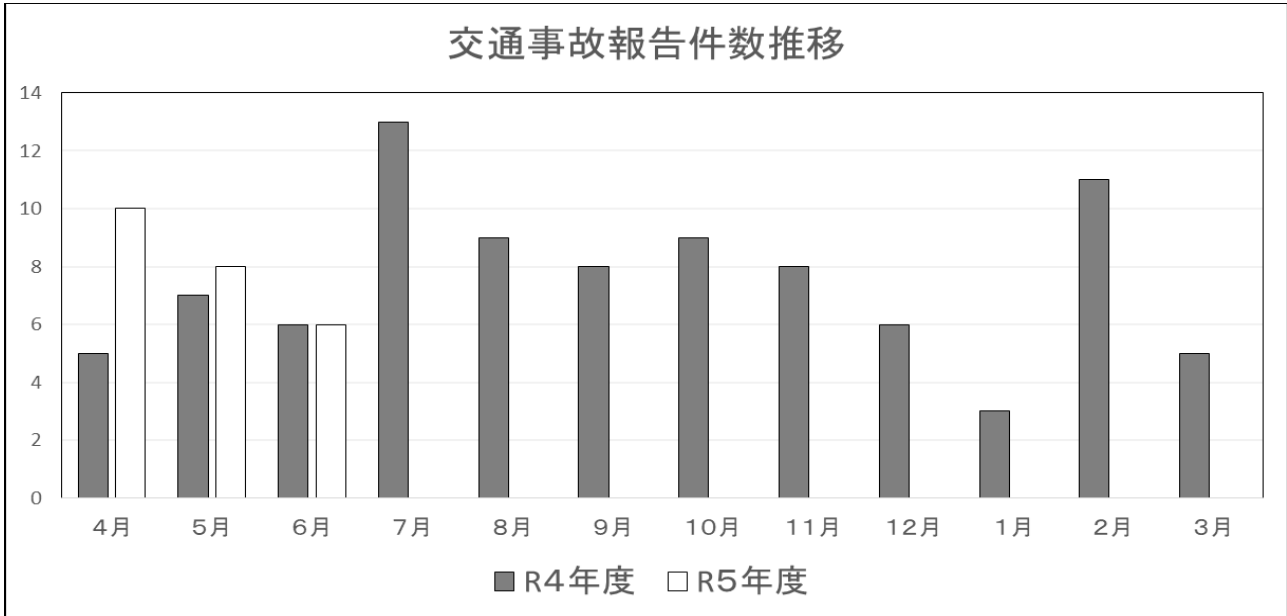
職名	氏名

質問したいこと、聞きたいこと等あればご記入ください。

--

※8月9日(水)までに送付していただきますようお願いいたします。

◆ 令和5年4月1日～令和5年6月20日の状況



24件(前年度比 +6件) 6月20日現在

加害(双方も含む)16件

出退勤途上 11件 交差点 14件

◆ 状況・傾向

令和5年度の交通事故発生件数は6月20日現在、24件で昨年度比6件増加しています。通勤・退勤途上における事故が多く、交差点付近で職員の注意不足による事故、後退時の周囲の確認不足による事故も発生しています。こうした事故に対しては、運転中に周囲の状況を十分に確認すること、見通しが悪い場所では、徐行するだけでなく、場合によっては一時停止を行い周囲の安全を確認することなど、より一層安全運転への意識を高めて運転することで、回避が可能であると考えられます。

夜間や降雨時の視界の悪化などに加え、教職員の疲労が蓄積されやすい学期末を迎えるため、運転には細心の注意を払う必要があります。

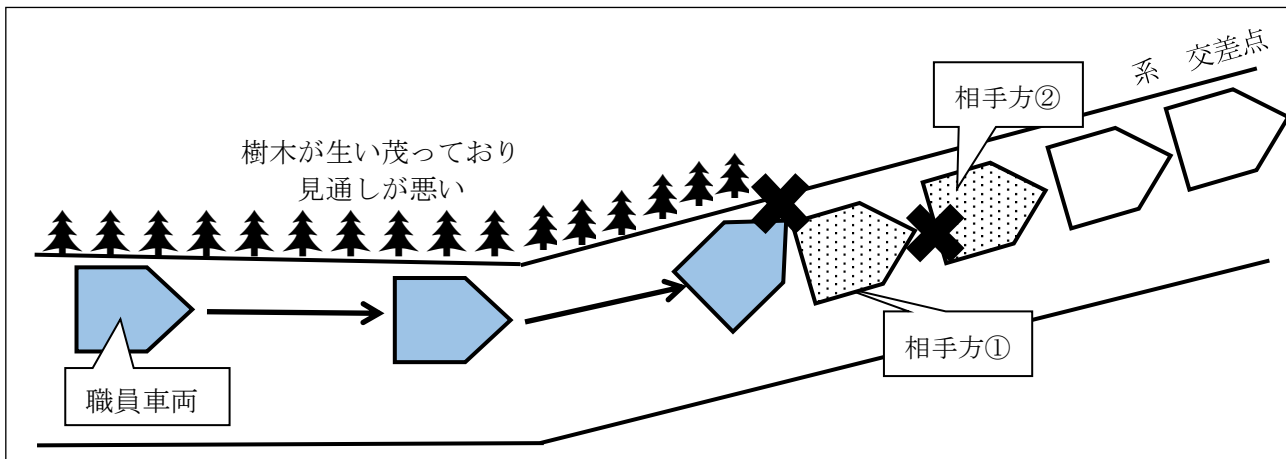
現在実施中の安全運転強化期間を機会として、教職員一人一人の交通事故の未然防止、安全運転についての意識をより一層高めていただくようお願いします。

併せて、教職員が自転車に乗る際のヘルメット着用についても、促進していただきますようお願いします。

(事例1)

信号がある交差点手前の緩やかな左カーブで渋滞が起こっていた。教職員は時速50kmで走行、渋滞に気づかず急ブレーキをかけたが間に合わず、前方の車両後方に追突した。その勢いで前方の車両が、さらに前方の車両に追突した。

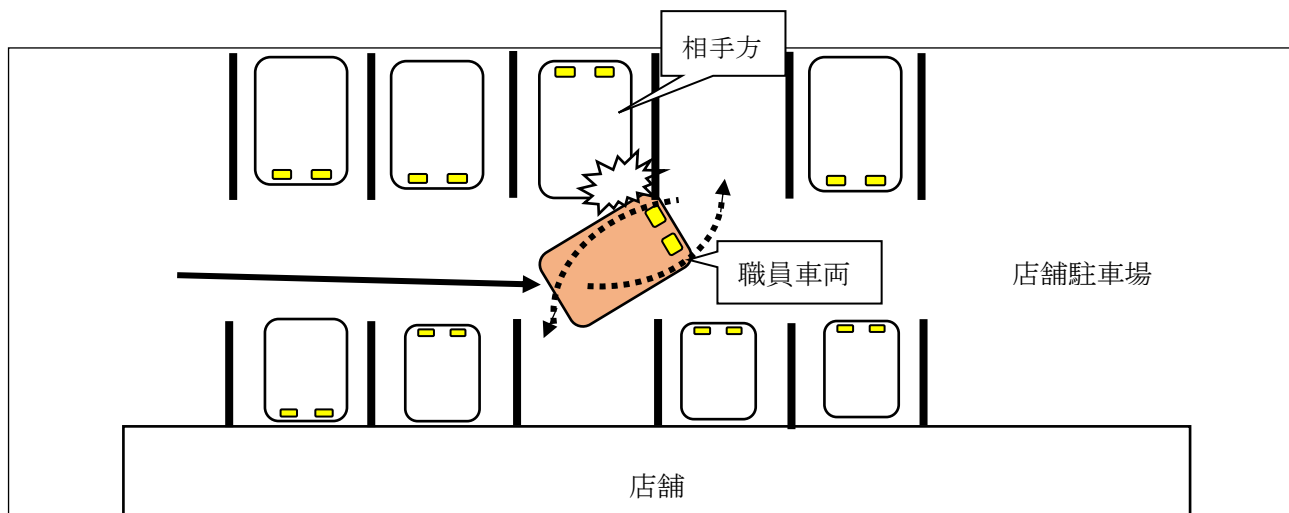
→前方の交差点は渋滞が起こりやすい箇所であったこと、またカーブの内側には樹木が生い茂っており見通しが悪いことから、安全に停止できる速度に減速していれば防げた事故である。



(事例2)

バックで駐車しようとしたところ、ハンドルを右に切るタイミングが早すぎたことで、前方に駐車中だった相手方車両の右後方バンパー部分に自車の左前輪上部が接触した。

→左側の安全の確認を十分に行い、バック時にハンドルを左右にきった場合のふくらみについて予測していれば防げた事故である。



鈴教学 第 898 号
令和 5 年 6 月 29 日

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について（通知）

教職員の服務規律の確保等について、別添（写）のとおり三重県教育委員会教育長から通知がありましたので、教職員に周知し、一層の注意が払われるよう指導をお願いします。

記

○ 別添文書

- ・ R05. 06. 29 綱紀粛正及び服務規律の確保（通知）（写）

【事務担当：学校教育課 教職員 G Tel 382-7618】

各市町等教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長 様

三重県教育委員会教育長

教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について（通知）

県教育委員会は、令和3年3月11日に、「不祥事根絶に向けた対応策について」を發出し、学校とともに不祥事の根絶と信頼回復に全力で取り組んできました。

しかしながら、令和4年度は、盗撮（学校施設への盗撮機器の設置を含む）、酒気帯び運転、窃盗、体罰、交通事故により懲戒処分とした事案があわせて9件発生しました。令和5年度もすでに、生徒に対して身体への接触及び性的な内容を含む発言を行った事案、一般女性に対して性的な内容を含む発言を行った事案により懲戒処分とした事案が発生し、学校教育に対する県民の信頼を大きく損なう状況にあります。

県教育委員会は、こうした事案を厳粛に受け止め、盗撮行為を含めたわいせつ行為・交通事故未然防止のために、ミーティング形式の校内研修を行うなど、改めて不祥事の根絶に向けて取り組んでいるところです。

日ごろから、教職員が労を惜しまず児童生徒のために職責を遂行していたとしても、一件の不祥事により、これまで積み重ねてきた学校教育への信頼は大きく損なわれてしまいます。教職員一人ひとは、不祥事を自分事として捉え、自己の使命と職責の重大さを認識し、自らを厳しく律するとともに、自分の周囲から不祥事を出さないという強い決意の下、主体的に取り組むことが大切です。

夏季休業期間を迎えるにあたり、教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について、一層の注意を払われるよう通知します。県立学校においては、下記事項を教職員一人ひとりが十分認識したうえで、コンプライアンスの推進と不祥事の根絶につなげてください。

市町等教育委員会にあっては、これらのことを所管の校長に周知し、その趣旨の徹底と適切な指導を図られるようお願いいたします。

記

1 わいせつ行為等の根絶について

児童生徒の成長に直接関わる教職員による盗撮等を含むわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメント等は、あってはならないことである。児童生徒に対しては、子どもたちの心に傷をつけ自尊心を損なうものであり、程度にかかわらず断じて許されないことを教職員一人ひとりが再認識するようにし、わいせつ行為等の根絶に万全を期すこと。

教職員の意図にかかわらず、生徒が性的に不快感や嫌悪感を抱く教職員の言動は、セクシュアル・ハラスメントに該当することを改めて認識し、わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントの防止に努めること。

児童生徒との職務に関係のない私的なSNS等によるやりとりが、わいせつ事案の発端となる場合があることから、改めて各学校において適切な取扱いを徹底すること。他の教職員の目が行き届きにくい空間で児童生徒と1対1で対応している状況も、わいせつ事案やセクシュアル・ハラスメント事案のきっかけとなる場合があることから、密室状態を回避するように努めるとともに、個別での対応を避け、児童生徒の輸送のために自家用車等を使用する場合には、事前に校長の承認を得るなど、不祥事の発生につながらないよう防止策を講ずること。

なお、県教育委員会においては、「懲戒処分の指針」に則り、わいせつ事案には、厳格な処分を講じていくこととする。

- ・ 令和元年7月11日付け
「教職員と生徒・保護者とのSNS等の使用に係る適切な取扱いについて」<教職員課>
- ・ 令和2年9月15日付け「懲戒処分の指針」の一部改正について<教職員課>

2 体罰等の禁止について

体罰は、学校教育法において禁止される違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、力による解決への志向を助長し、いじめや暴力行為などの土壌を生む恐れがあり、いかなる場合でも決して許されないものである。

教職員の不適切な発言により児童生徒の心情を著しく傷つける事案が依然として発生している。こうした児童生徒の人権を侵害する発言は断じて許されないものであることから、児童生徒の指導に当たっては、児童生徒の特性、置かれた状況、背景に配慮すること。

各学校においては、担当課からの資料等を活用して、教職員の指導に対して児童生徒が素直に耳を傾けるような関係づくりに努めるとともに、指導が難しい状況にあっても、毅然とした粘り強い指導を進めていけるような生徒指導体制を構築すること。

また、これまで厳しい指導の名の下で、或いは保護者や児童生徒の理解を理由として、体罰や体罰につながりかねない不適切な指導を看過してこなかったかを検証し、体罰等を未然に防止する組織的な取組、徹底した実態把握、体罰が起きた場合の早期対応及び再発防止策など、体罰や不適切な発言の防止に関する取組の強化を図ること。

- ・ 令和5年4月24日付け「体罰の根絶に向けた取組の徹底について」
<子ども安全対策監、教職員課、生徒指導課、保健体育課>

3 飲酒運転の根絶と交通事故の防止について

交通事故の防止については、県全体で取り組んでいるところであり、7月11日から7月20日までは夏の交通安全県民運動期間とし、飲酒運転の根絶、横断歩道における歩行者優先の徹底等を運動の重点として、交通事故防止の徹底を図っていくこととしている。飲酒運転は犯罪であり、一人ひとりが飲酒運転0（ゼロ）をめざす決意を新たに、飲酒運転の根絶を図ること。横断歩道での歩行者優先は「マナー」ではなく、法律で定められた「ルール」であり、横断歩道手前の減速・停止を徹底したうえで、慣れに頼った運転や思い込みによる運転をしていないかなど、自分の運転一つひとつを見直し、安全運転に努めること。

県教育委員会においては、交通事故の防止を一層徹底するとともに、重大な交通法令違反者には、厳正に対処していくこととする。

また、児童生徒に対して範を示すべき立場にある教職員として、交通安全に関する意識を高め、交通法令を遵守することはもちろんであるが、万一交通事故を起こした場合には、適切な事後処置を講ずること。

4 部活動等の指導における安全確保について

これからの時期は、部活動等の活動が活発に行われる時期でもあり、部活動における安全確保と事故防止に十分注意を払うこと。

また、児童生徒の健康・安全管理に十分留意し、児童生徒の心身の状況に即した指導を計画的に実施するとともに、校外で活動する際は、交通事故防止も含め、安全確保に十分注意すること。さらに、運動場・体育館等が安全に配慮して使用されているか、施

設・設備、用具・器具が整備されているか留意すること。なお、部活動の実施に当たっては、担当課からの通知の内容に留意すること。

5 公金等の適切な管理について

学校徴収金や各種委託金をはじめ、教職員が様々な場面で現金を扱う場合があるが、各学校においては、できる限り現金を直接扱わない方策を講ずること。また、現金を直接扱わざるを得ない場合にあつては、遅滞なく金融機関に入金する等、手元での保管期間を極力短くすること。また、各所属において改めて通帳・印鑑の管理、出入金手続き、収支に係る点検体制を確認し、一層の厳正な管理に努めること。

6 個人情報及び公文書等の管理の徹底について

各学校において、児童生徒に関する個人情報を含む書類や電子データ等の管理に関するルールを定めることとしているが、教職員一人ひとりがルールを把握し、適切な管理を徹底すること。特に、やむを得ず校舎外に持ち出す必要がある場合には、所属長の許可を得るよう義務づけるとともに、これらの書類については、自動車内等、盗難の恐れのある場所や他人の目に触れる場所には絶対に放置しないよう取扱いには細心の注意を払うこと。また、不要になった個人情報についても取扱い方法を定め、それに基づき不要になった個人情報は速やかに返却または廃棄すること。

個人情報を送付する場合は、宛名と封筒の中身に誤りがないかを、メール送信時には、添付文書等に個人情報が含まれていないかなどを、複数の者で確認する等、誤送付を防ぐための点検体制を構築すること。

- ・ 令和5年6月14日付け「個人情報等の適正管理の徹底及び理科実験における安全管理の徹底について」<小中学校教育課、学校防災推進監>
- ・ 令和4年4月19日 令和4年度県立学校長・事務長会議配布資料
「教務手帳等の個人情報記載文書の適正管理について」

7 時間外在校等時間の上限の遵守と勤務時間の適正管理について

教職員の業務負担軽減を図り、より効果的な教育を持続的に行うため、学校における働き方改革を一層推進する必要がある。管理職は、引き続き「定時退校日の設定」、「部活動休業日の設定」、「会議時間の短縮」の3つの取組を着実に推進するとともに、学校行事の精選やスクールカウンセラー、スクール・サポート・スタッフ等の専門人材・地域人材を積極的に活用し、教育の充実及び業務の削減に取り組むなど、全ての教職員の時間外在校等時間を適切に管理し、その上限が遵守されるように努めること。

なお、公務員には職務専念義務があり、夏季休業中においても異なる取扱いを受けるものではないため、夏季休業中の勤務日における勤務態様について、県民の批判を受けることのないよう十分留意すること。

- ・ 令和5年3月22日付け「学校における働き方改革の推進について」<教職員課>

8 教育活動中の飲酒等の禁止について

教育活動中はもとより、引率する児童生徒を管理すべき夜間等においても、教職員による飲酒等は、保護者や県民の教育に対する信用を失墜するものであり、厳に慎むこと。また、同席する教職員が、他の教職員のかかる行為を制止しないことも同様である。

9 あらゆるハラスメントの防止について

ハラスメントは、職員の勤労意欲を減退させ、その能力の適切な発揮を妨げる要因と

校長会資料

なるとともに、職員間のコミュニケーションが滞るなど、仕事を進めるにあたっての重大な支障となり得るものである。職場からハラスメントに関する問題の行為者や被害者を出さないよう、職員一人ひとりが、ハラスメントについて正しく理解したうえで、周囲に対する気配りをし、普段からコミュニケーションを大切にすることにより、風通しのよい職場づくりをこころがけること。

・ 令和3年12月28日付け

「ハラスメントの防止等に関する基本方針」等の一部改正について <教職員課>

10 適切な事務処理の徹底について

職員の出張は、校長の命令に基づき行われるものであり、職員は、承認を受けた旅行命令に従い旅行を行うとともに、旅行に係る手続きを迅速かつ適正に行う必要がある。職員が旅行命令と異なる旅行を行う場合、校長は、職員に対し、事前又は事後に旅行命令の変更を行わせたいと、旅行事実に基づいた復命及び旅費請求をさせるなど、旅行に係る事務手続きを適切に運用すること。

11 営利企業等への従事制限、兼職及び事業等への従事等について

公務員には営利企業等への従事制限が法で定められており、兼職及び事業等への従事には任命権者（県費負担教職員の場合は市町等教育委員会）へ届け出て許可を受ける必要があることを周知し、教職員の管理監督に努め、県民の批判を受けることのないよう十分留意すること。

なお、短時間勤務の会計年度任用職員は、営利企業への従事等の制限から除外されているところであるが、従事する場合は、あらかじめ校長に届け出る必要がある。

12 会食、遊戯等について

民間業者、保護者、国や他の地方公共団体職員及びその他の教育関係者等、職務上利害関係のある者との会食や遊戯、贈答品の授受等、県民の疑惑を招く恐れのある行為は厳に慎み、常に公私の区別を明確にし、県民の不信を招くことのないようにすること。

○ 令和4年度の状況

① 懲戒処分件数・被処分者数 9件・9人（体罰2件を含む）

② 体罰発生件数・対象教員数 6件・6人

③ 交通事故発生件数

	公立小中学校	県立学校
公務時の人身事故、物件事故（自損を除く）	16件	23件
通勤時の人身事故	22件	8件
私用時の人身事故（自損を除く）	12件	6件
計	50件	37件

教職員課：県立学校人事班 電話 059-224-2956 小中学校人事班 電話 059-224-2958

鈴鹿市立学校の通学区域の弾力化について

教育委員会事務局 学校教育課

1 目的

将来推計に基づき過大規模校又はそれに準じる大規模校として対応が必要な学校について通学区域の弾力化を図る。

2 対象

旭が丘小学校の通学区域の一部，白子中学校の通学区域に居住し，4月1日に1年生となる児童・生徒を原則とする。

3 内容

(1) 旭が丘小学校の通学区域

指定校が旭が丘小学校の児童は，隣接する小学校への就学を次のとおり認める。ただし，就学を希望する学校までの距離は，概ね直線で2 km以内であること。また，当該小学校卒業後は就学先の指定中学校へ入学となる。

指定校	指定校以外に就学できる小学校
旭が丘小学校	玉垣小学校，愛宕小学校又は白子小学校

(2) 白子中学校の通学区域

指定校が白子中学校の生徒は，隣接する中学校への就学を次のとおり認める。ただし，就学を希望する学校までの距離は，概ね直線で6 km以内であること。

指定校	小学区	指定校以外に就学できる中学校
白子中学校	旭が丘小学区	鼓ヶ浦中学校又は千代崎中学校
	稲生小学区	鼓ヶ浦中学校，天栄中学校又は創徳中学校
	桜島小学区	千代崎中学校又は創徳中学校

4 定員

受け入れる学校の児童生徒数や教室数等を勘案し，教育委員会が毎年度定める。

就学時健康診断の実施について

	小学校の実施項目	学校教育課の実施項目
7月	<ul style="list-style-type: none"> ●実施日の決定 ●保護者に渡す書類準備 <ul style="list-style-type: none"> ・実施通知 ・関係様式 	<ul style="list-style-type: none"> ●名簿データ作成 ●健康診断通知ハガキ等作成
8月	<ul style="list-style-type: none"> ●封筒（学校名入）準備 ●封筒詰め <ul style="list-style-type: none"> ・健康診断実施通知 ・健康診断通知ハガキ ・関係様式 ・小規模特認校の案内 ・弾力化の案内（旭が丘小のみ） ●封筒を学校教育課に提出 <ul style="list-style-type: none"> ・8/22（火）ㄨ切 （ラベルを貼り，名簿順に並べる） ●名簿作成準備 	<ul style="list-style-type: none"> ●8/1（火）名簿を学校に配布 <ul style="list-style-type: none"> ・紙データ ・電子データ
9月	↓	<ul style="list-style-type: none"> ●郵送準備 ●全保護者に郵送 9/1（金）
10月	<ul style="list-style-type: none"> ●健康診断実施 	
11月	↓	

【学校教育課】

- ① 『就学時健康診断票』（中厚口 2,000 枚）を印刷発注する。
- ② 8月下旬までに、各学校の健診日時を『就学時健康診断実施予定報告書』にてメールで報告してもらう。
例年、各校において健診日時を記載した案内文書を封入することと、通知ハガキには健診日時は印字しないこととする。
- ③ 子ども育成課へデータ抽出依頼し、データを受け取る。
- ④ 『健康診断の実施通知（ハガキ）』、『就学予定者一覧』、『ラベル』を作成する。
ラベルは学校ごとに作成し、白紙部分は予備として使用してもらう。
- ⑤ 『就学時健康診断の実施について（依頼）』、『就学時健康診断関係様式について』、『就学予定者一覧』、『健康診断の実施通知（ハガキ）』、『ラベル』、『就学時健康診断票』、『小規模特認校募集案内』、『通学区域の弾力化案内』（旭が丘小学校のみ）、『就学援助新入学学用品費入学前支給の申請について』を一纏めにして、各校に取りに来ってもらう。（8月1日（火）を予定）
ネットフォルダからダウンロードしていただく書類について、依頼文書に記載する。
- ⑥ 各校が封入封緘した封筒を、学校教育課へ納品してもらう。（8月22日（火）を予定。）
各校へリスト配布後の異動分については、学校教育課から異動通知（紙）を渡し、学校にて通知処理をしてもらう。
- ⑦ 最後の抜き取りチェックを行い、抜き取ったものは各校へ返送する。
- ⑧ 就学時健診日程一覧表を作成し、各園へ郵送準備を行う。
- ⑨ 郵便局ごとに仕分けし、差出表を作成、発送する。

【小学校】

- ① 郵送用の角2封筒を準備する。学校名、住所を明記すること。
- ② 8月下旬までに、健診日時を『就学時健康診断実施予定報告書』にて学校教育課へメールで報告する。
- ③ 就学時健診用の書類一式を学校教育課へ取りに行く。（8月1日（火）を予定）。
- ④ ネットフォルダに掲載されている書類も封入漏れがないよう、注意して封入を行う。
- ⑤ ラベルの送付先が封入物と一致していることを確認し、封筒に貼付し封緘を行う。
- ⑥ 封入封緘した封筒をリスト順に並べ、学校教育課へ納品する。（8月22日（火）を予定。）
リスト受領後の異動分については、学校教育課から異動通知（紙）を受け取り、例年どおり学校から通知処理を行う。

鈴 教 学 第 7 7 9 号
令 和 5 年 6 月 1 4 日

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局
学 校 教 育 課 長

集団かぜの発生時の対応について

6月に入り、市内でもインフルエンザでの閉鎖措置を行いました。

また、新型コロナウイルスについては市内での大きな流行は見受けられませんが、今後の動向に注意が必要です。

つきましては、毎日の「欠席者情報収集システム（症候群サーベイランスシステム）」への入力を引き続きお願いします。

また、貴校においては、インフルエンザや新型コロナウイルス等の流行に備え、下記のとおり、児童生徒への指導、啓発を行い、体調不良による学級・学年等臨時休校を必要とする場合には、速やかに対応いただきますよう御協力をお願いします。

記

- 1 児童生徒に対しては、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」により免疫力を高めるとともに、感染経路を断つためにこまめな手洗い・咳エチケットの励行など、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」及び別添資料に基づいて健康な体が保持できるよう指導すること。
- 2 **保健だより等を通じて保護者に情報を提供**し、改めて家庭での健康観察にも協力を願うとともに、体調が悪くなったら早めに医療機関を受診するよう周知啓発に努め、場合によっては学級閉鎖等臨時休業を実施することもあることを併せて周知すること。
- 3 教職員による毎日の健康観察を徹底し、体調がすぐれない児童生徒の早期発見に努めること。
学校内で、発熱等のかぜ症状が発生した場合には、当該児童生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導すること。
また、家庭からの欠席連絡を受ける際には、**対応する全ての職員が欠席理由（診断名〈インフルエンザの場合は型〉や症状等）を正確に聞き取り**、学校医との連携を密にして、学校における感染症の拡大防止に繋がる体制を整えておくこと。
※ 教職員が感染源とならないよう、予防接種を行うなど、日ごろの健康管理に留意すること。

4 学級閉鎖等の措置は、「学校保健安全法」に基づき学校の設置者が行うことから、措置を講じる必要性が生じた際には、直ちに、「【速報】集団かぜ発生報告書」により情報を収集し、学校教育課へ電話で報告を行うとともに、FAXにて送信し、学級閉鎖等の措置について協議を行うこと。

鈴鹿市医師会から、児童生徒の健康状態について、詳細を正確に把握しておくよう指示を受けていることから、校内での情報共有及び校内連携に努め、学校医への相談に備えること。

● 感染拡大防止と授業等の学校運営を勘案して閉鎖の一つの目安

※ ただし、学校医との相談等により、時期等によっては、学級閉鎖等を行わない場合もある。

<インフルエンザの場合>

- ・ 流行の時期等によっては、欠席者数20%での学級閉鎖も考えられることから、この時点で学校医に相談し、助言を受けること。
- ・ 欠席者数30%以上となった場合は、インフルエンザの潜伏期間を鑑み、閉鎖期間3日から5日程度になることを念頭において対応すること。

<新型コロナウイルスの場合>

同一の学級内において関連する複数の感染者が判明した場合等

- ・ 診断者数15%以上となった場合は、これまでの実績から閉鎖期間3日から5日程度になることを念頭において対応すること。

5 欠席者情報収集システム（症候群サーベイランスシステム）により、閉鎖登録を行うこと。

※ 当日の「欠席」登録を行ってから、閉鎖登録をすること。

※ 操作マニュアルをよく読み、間違いのないように入力すること。

ただし、欠席人数については、「事故欠を除くすべての欠席者数」を入力すること。

- 学級閉鎖登録…
 - 学年閉鎖登録…
 - 学校閉鎖登録…
- } システム内操作マニュアルP43～を参照

6 閉鎖明け後に再度閉鎖を検討する事案も見受けられるため、閉鎖期間中の過ごし方を適切に指導し、再開前の児童生徒の健康状態についても情報収集を行う等、再開に繋がらないように努めること。

7 掲示板に掲載される「学級閉鎖等状況について」や、三重県感染症情報センター提供の感染情報ホームページにより、インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症に関する正確な情報を把握するとともに、保護者への情報

校長会資料

提供に努めること。

(三重県感染症情報センター：<https://www.kenkou.pref.mie.jp/>)

【事務担当：鈴鹿市教育委員会事務局 学校教育課学事保健G TEL382-7618】

